

環境アセスメント

- 環境影響評価法・愛知県環境影響評価条例のあらまし -

はじめに

事業の実施による環境への影響を未然に防止するため、環境影響評価の実施についてわが国で初めての統一的なルールとして、昭和 59 年に環境影響評価実施要綱が閣議決定により定められました。これを踏まえ、愛知県では、県や民間等の行う事業を対象として昭和 61 年に愛知県環境影響評価要綱を策定しました。

その後、平成 7 年には愛知県環境基本条例において、環境保全に関する基本的な施策の一つとして環境影響評価制度の推進を位置づけました。また、平成 9 年には環境影響評価法が制定され、環境影響評価の結果を事業の許認可等に反映できる規定が設けられました。

このような状況に対応して、環境影響評価制度の充実、強化を図るため、平成 10 年 12 月 18 日に愛知県環境影響評価条例を公布し、平成 11 年 6 月 12 日に全面施行しました。

環境影響評価制度が円滑に実施され、事業の実施に際して環境保全について適正な配慮がなされるよう、事業者や県民の皆様のご協力をお願いします。

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事前に事業者自らが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県、市町村、県民などから意見を聴き、それらを踏まえてその事業を環境保全の見地からより望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価の制度に関する経緯

年	主 な 事 項
昭和 44 年(1969 年)	アメリカ「国家環境政策法」(NEPA)制定
昭和 47 年(1972 年)	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解
昭和 56 年(1981 年)	旧「環境影響評価法案」国会提出(昭和 58 年廃案)
昭和 59 年(1984 年)	「環境影響評価の実施について」閣議決定
昭和 61 年(1986 年)	「愛知県環境影響評価要綱」制定
平成 5 年(1993 年)	「環境基本法」制定
平成 7 年(1995 年)	「愛知県環境基本条例」制定
平成 9 年(1997 年)	「環境影響評価法」制定
平成 10 年(1998 年)	「愛知県環境影響評価条例」制定
平成 11 年(1999 年)	「愛知県環境影響評価条例」施行
	「環境影響評価法」施行

対象となる事業の概要

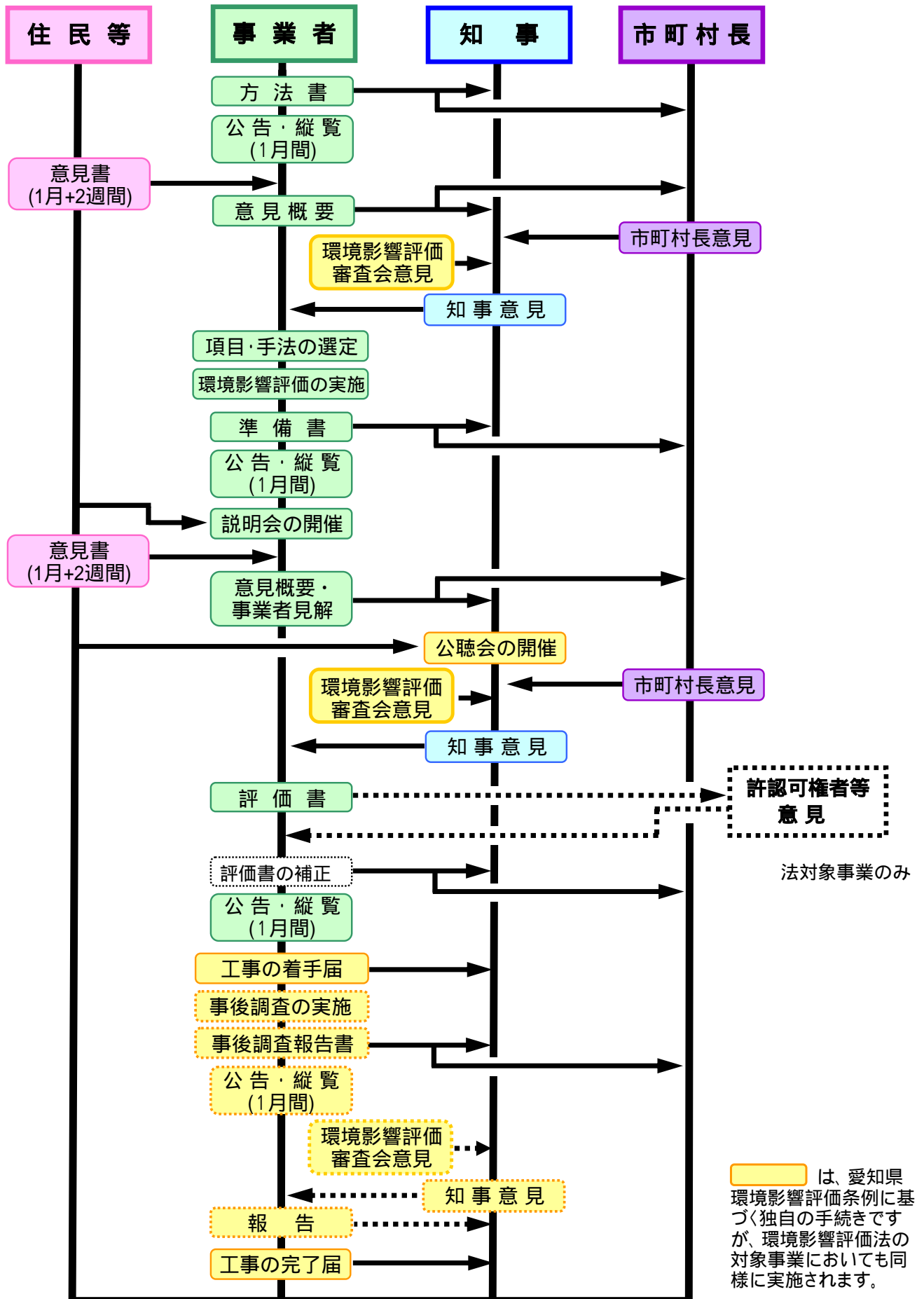
対象事業の種類		愛知県環境影響評価条例	環境影響評価法 (第1種事業)
道路	高速自動車国道		全て
	指定都市高速道路(4車線以上)		全て
	一般国道(4車線以上)	7.5km以上10km未満	10km以上
	林道(幅員6.5m以上)	15km以上20km未満	20km以上
	県道・市町村道(4車線以上)	7.5km以上	
ダム・堰 その他河川 工事	ダム	貯水面積75ha以上100ha未満	貯水面積100ha以上
	堰	湛水面積75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上
	湖沼水位調節施設	湖沼開発面積75ha以上100ha未満	湖沼開発面積100ha以上
	放水路	土地改変面積75ha以上100ha未満	土地改変面積100ha以上
鉄道	新幹線鉄道		全て
	普通鉄道	7.5km以上10km未満	10km以上
	新幹線・普通鉄道以外の鉄道	7.5km以上	
	新設軌道	7.5km以上10km未満	10km以上
飛行場	新設軌道以外の軌道	7.5km以上	
	滑走路長1,875m以上2,500m未満		滑走路長2,500m以上
発電所	水力発電所	出力2.25万kW以上3万kW未満	出力3万kW以上
	火力発電所(地熱以外)	出力11.25万kW以上15万kW未満	出力15万kW以上
	火力発電所(地熱)	出力0.75万kW以上1万kW未満	出力1万kW以上
	原子力発電所		全て
廃棄物 処理施設	ごみ処理施設	処理能力150t/日以上	
	し尿処理施設	処理能力150k /日以上	
	産業廃棄物焼却施設	処理能力150t/日以上	
	廃棄物最終処分場	25ha以上30ha未満	30ha以上
下水道終末処理場	11.25ha以上		
工場・事業場	燃料使用量11.25t/h以上又は特定 排水の量7,500m ³ /日以上		
公有水面の埋立・干拓	40ha以上50ha以下	50ha超	
土地区画 整理事業	都市計画に定められるもの	75ha以上100ha未満	100ha以上
	その他	75ha以上	
新住宅市街地開発事業	75ha以上100ha未満	100ha以上	
新都市基盤整備事業	75ha以上100ha未満	100ha以上	
流通業務 団地の造成	流通業務市街地整備法に規定するもの	75ha以上100ha未満	100ha以上
	その他	75ha以上	
農用地の造成	75ha以上		
レクリエーション用地の造成	75ha以上		
工業団地 の造成	首都圏・近畿圏で行われるもの		100ha以上
	都市再生機構等が行うもの	75ha以上100ha未満	100ha以上
	その他	75ha以上	
住宅団地 の造成	都市再生機構等が行うもの	75ha以上100ha未満	100ha以上
	その他	75ha以上	
鉱物の掘採又は土石の採取	事業区域面積75ha以上又は土地 改変面積37.5ha以上		
複合開発事業	75ha以上		
港湾計画		埋立・掘込300ha以上	

(注) 1 この表は、条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1を要約したものです。対象事業の詳細はそれぞれの規定を参照してください。

2 環境影響評価法には表中の第1種事業の他に第2種事業の規定があります。第2種事業の種類は第1種事業と同じで(港湾計画を除く。)、規模は条例対象事業の規模と同じです。

愛知県における環境アセスメント手続の流れ

(点線は必要に応じて行う手続)



方法書の作成

事業者は、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画等を記載した「環境影響評価方法書」(方法書)を作成し、知事と市町村長に送付します。

方法書の公告・縦覧

事業者は、方法書を作成したことを公告し、事業者の事務所などで、1か月間、誰にでも見られるようにしておきます。

方法書についての意見書

方法書の内容について、環境保全の見地からの意見がある人は、縦覧期間(1か月間)+2週間に、事業者に意見書を提出することができます。

方法書についての知事の意見

知事は、市町村長や住民の方などから提出された意見を踏まえ、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いて、事業者に対して環境保全の見地からの意見を述べます。

環境影響評価の実施等

事業者は、方法書手続での意見を踏まえ、環境アセスメントの項目や方法を決定し、それに従って調査・予測・評価を行い、並行して環境保全のための対策を検討します。

準備書の作成、公告・縦覧

事業者は、調査・予測・評価・環境保全対策の検討を実施した結果等を記載した「環境影響評価準備書」(準備書)を作成し、知事と市町村長に送付します。また、準備書を作成したことを公告し、事業者の事務所などで、1か月間、誰にでも見られるようにしておきます。



説明会の実施

事業者は、準備書の内容を説明するため、縦覧期間中に説明会を開催します。

準備書についての意見書

準備書の内容について、環境保全の見地からの意見がある人は、縦覧期間(1か月間)+2週間に、事業者に意見書を提出することができます。

公聴会の開催

知事は、準備書の内容について、環境保全の見地からの意見がある人の意見を聴くため、公聴会を開催します。

準備書についての知事の意見

知事は、市町村長や住民の方などから提出された意見や公聴会で述べられた意見を踏まえ、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いて、事業者に環境保全の見地からの意見を述べます。

評価書の作成、公告・縦覧

事業者は、準備書に対する住民の方などや知事の意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「環境影響評価書」(評価書)を作成し、知事と市町村長に送付します。

また、評価書を作成したことを公告し、事業者の事務所などで、1か月間、誰にでも見られるようにしておきます。

環境影響評価法の対象事業の場合

環境影響評価法の対象事業の場合には、作成した評価書を知事と市町村長に送付する前に、事業の許認可等を行う者(例えば、道路や空港であれば国土交通大臣)に送付します。許認可等を行う者が国の機関である場合には環境大臣に対し環境保全の見地から意見を求め、環境大臣の意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者は意見の内容を検討し、必要に応じて見直した上で、最終的に評価書を確定し、知事、市町村長、事業の許認可等を行う者に送付します。

工事の着手届

事業者は、工事に着手したときや工事を完了したときは、知事に届け出ます。

事後調査の実施

事業者は、工事の着手後、工事中や供用後の環境の状況等を把握するため、評価書に記載された計画に基づき事後調査を行います。

事後調査報告書の作成

事業者は、事後調査を行ったときは、「事後調査報告書」を作成し、知事と市町村長に送付します。また、事後調査報告書を作成したことを公告し、事業者の事務所などで、1か月間、誰にでも見られるようにしておきます。

環境アセスメントで対象となる項目

調査、予測及び評価の対象となる項目は、次のとおりです。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

大気質 騒音 振動 悪臭 水質 底質 地下水 地形・地質
地盤 土壌

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

植物 動物 生態系

人と自然との豊かな触れ合い

景観 触れ合い活動の場

歴史的文化的特性

歴史的環境 文化的環境

環境への負荷

廃棄物等 温室効果ガス等

(注) 詳細は、愛知県環境影響評価指針を参照してください。

よりよい環境アセスメントのために

事業者のみなさまへ

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任と負担で事業の実施に伴う環境への影響を把握することで、環境の保全について適正な配慮がなされることが期待されるためです。また、事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査、予測、評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。

事業者のみなさまには、県民の健康で文化的な生活の確保を目指したこの条例の目的を十分に理解していただき、環境影響評価の手続きを通じて、環境の保全について適正な配慮をお願いします。



県民のみなさまへ

事業の実施が環境に及ぼす影響は、その事業の特性や実施される地域の特性により異なることから、環境アセスメントで評価する項目は事業や地域の特性に応じて選定することになっています。このため、環境アセスメント制度においては、地域の環境に関する有益な情報が広く収集され、その情報が事業計画に反映できるよう、環境保全の見地からの意見のある人はどなたでも、事業者に対して意見書を提出することができる仕組みとなっています。

地域の環境についてよくご存知のみなさまに、方法書・準備書に対する意見書の提出や、準備書の説明会への出席などを通じて、環境アセスメントの手續に積極的に参加していただくことで、環境の保全について適正な配慮がなされることが期待されます。

環 境 ア セ ス メ ン ト

- 環境影響評価法・愛知県環境影響評価条例のあらまし -

平成 20 年 2 月発行

愛知県 環境部 環境活動推進課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

TEL 052-954-6211(ダイヤル)

FAX 052-954-6914

e-mail kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp

URL <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>